

法釈〔2025〕5号

最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈

(2025年4月7日、最高人民法院審判委員会第1947回会議、2025年4月11日、最高人民検察院第14回検察委員会第51回会議で可決、2025年4月26日より施行)

法により知的財産権侵害の犯罪を処罰し、社会主義市場経済の秩序を守るために、「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国刑事訴訟法」等法律の関連規定に基づき、司法実務を踏まえて、知的財産権侵害刑事事件の処理における法律の適用の若干問題について、以下のように解釈する。

第一条 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十三条に規定する「同一種類の商品、役務」と認定しなければならない。

(一) 行為者が実際に生産販売した商品の名称、実際に提供した役務の名称が、権利者が指定商品、指定役務に使用した商品、役務の名称と同一であった場合。

(二) 商品名称は異なるが、機能、用途、主要原料、消費対象、販売ルート等が同一又は実質的に同一であり、関連公衆が一般的に同種の商品と認識している場合。

(三) 役務名称は異なるが、役務の目的、内容、方式、対象、場所等が同一又は実質的に同一であり、関連公衆が一般的に同種の役務であると認識している場合。

「同一種類の商品、役務」の認定は、権利者の登録商標の指定商品、指定役務と、行為者が実際に生産、販売した商品、実際に提供した役務とを比較しなければならない。

第二条 詐称された登録商標と完全に同一であり、又は詐称された登録商標とほとんど差異がなく、関連公衆の誤解を招き得る商標は、刑法第二百十三条に規定する「その登録商標と同一の商標」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合には、詐称された登録商標とほとんど差異がなく、関連公衆の誤解を招き得る商標と認定しなければならない。

(一) 登録商標のフォント、アルファベットの大文字・小文字、又は文字の縦横配列を変更し、登録商標とほとんど差異がないもの。

(二) 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間隔を変更し、登録商標とほとんど差異がないもの。

(三) 登録商標の色を変更し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの。

(四) 登録商標に商品の一般名称、型番等、顕著な特徴を欠く要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの。

(五) 立体登録商標の三次元標章及び平面要素とほとんど差異がないもの。

(六) 登録商標とほとんど差異がなく、関連公衆の誤解を招き得るその他の商標。

第三条 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が三万元以上、又は不法経営額が五万元以上であった場合。

(二) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条までに規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

登録商標権者の許諾を得ずに、同一の役務にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が五万元以上であった場合。

(二) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得金額が三万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条までに規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が三万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

商品の登録商標を詐称し、かつ役務の登録商標も詐称し、登録商標を詐称した商品の違法所得金額が本条第一項に規定する基準に満たないが、詐称した役務の登録商標による違法所得金額との合計が本条第二項に規定する基準に達した場合には、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

違法所得金額、不法経営額が本条前三項にそれぞれ規定する基準の十倍以上に達した場合には、刑法第二百十三条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

第四条 登録商標を詐称した商品を販売した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十四条に規定する「明らかに知りながら」と認定することができる。ただし、確実に知らなかったことを証明する証拠がある場合には、この限りではない。

(一) 自身が販売した商品の登録商標が変更され、交換され、又は上書きされたことを知っていた場合。

(二) 商標権者の授權文書を偽造、改ざんし、又は当該文書が偽造、改ざんされたことを知っていた場合。

(三) 登録商標を詐称した商品を販売したことにより刑事処罰又は行政処罰を受け、さらに同一種類の登録商標を詐称した商品を販売した場合。

(四) 正当な理由なく、市場価格より著しく低い価格で仕入れ又は販売した場合。

(五) 行政法執行機関、司法機関により、登録商標を詐称した商品の販売を摘発された後、権利侵害商品、会計証憑等の証拠を移転、破棄し、又は虚偽の証明を提供した場合。

(六) 登録商標を詐称した商品であることを知っていたと認定できるその他の事由。

第五条 登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、その違法所得金額が三万元以上であった場合には、刑法第二百十四条に規定する「違法所得金額が比較的大きい」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第二百十四条に規定する「その他重大な情状がある」と認定しなければならない。

(一) 販売額が五万元以上であった場合。

(二) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条までに規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が二万元以上又は販売額が三万元以上であった場合。

(三) 登録商標を詐称した商品をまだ販売しておらず、その商品金額が本項前二号に規定する販売額基準の三倍以上に達し、又は既に販売された商品の販売額が本項前二号に規定する基準に満たないが、まだ販売していない商品の商品金額との合計が本項前二号に規定する販売額基準の三倍以上に達した場合。

違法所得金額、販売額、商品価値金額、又は販売額と商品価値金額の合計が、本条前項にそれぞ

れ規定する基準の十倍以上に達した場合には、刑法第二百十四条に規定する「違法所得金額が巨額であり、又はその他特に重大な情状がある」と認定しなければならない。

第六条 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十五条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 標識の数量が一万件以上、又は違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(二) 二種類以上の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した二種類以上の登録商標を販売し、標識の数量が5,000件以上、又は違法所得金額が一万元以上、又は不法経営額が二万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条までに規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、標識の数量が5,000件以上、違法所得金額が一万元以上、又は違法経営額が二万元以上であった場合。

(四) 他人が違法に製造した登録商標の標識を販売し、販売していない標識の数量が本項前三号に規定する基準の三倍以上に達し、又は既に販売した標識の数量が本項前三号に規定する基準に満たないが、販売していない標識の数量の合計が本項前三号に規定する基準の三倍以上に達する場合。

(五) 情状が重大なその他の事由。

標識の数量、違法所得金額、不法経営額が本条前項にそれぞれ規定する基準の五倍以上に達した場合には、刑法第二百十五条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

第七条 本解釈でいう「2種類以上の登録商標」とは、商品・役務の出所が異なることを識別する2種類以上の登録商標をいう。登録商標は異なるが、同一の商品、役務に使用され、いずれも同一の商品、役務の出所であることを示す場合には「2種類以上の登録商標」とは認定してはならない。

本解釈において、登録商標の標識の「件」とは、一般に完全な商標図面を有する単一の標識をいう。1件の有形媒体に数個の標識の図面が印刷されている場合において、当該標識の図面を有形媒体から離して単独で使うことができないときには、1件の標識と認定しなければならない。

第八条 刑法第二百十三条に規定する登録商標詐称の罪を犯し、また当該登録商標詐称商品を販売し、犯罪を構成する場合には、刑法第二百十三条の規定により、登録商標詐称罪をもって罪を確定し処罰しなければならない。

刑法第二百十三条に規定する登録商標詐称の罪を犯し、また他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、犯罪を構成する場合には、併合罪として処断しなければならない。

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第二百十六条に規定する「他人の専利を詐称した」と認定しなければならない。

(一) 他人の専利証書、専利書類又は専利出願書類を偽造又は変造した場合。

(二) 許諾を得ずに、その製造又は販売する製品、製品の包装に他人の専利番号を表示した場合。

(三) 許諾を得ずに、契約書、製品説明書又は広告等の宣伝資料に他人の専利番号を使用し、他人の発明、実用新案又は意匠であるとの誤認を生じさせた場合。

第十条 他人の専利を詐称した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十六条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が十万元以上、又は不法経営額が二十万元以上であった場合。

(二) 専利権者に三十万元以上の直接的な経済的損失を与えた場合。

(三) 他人の専利を2件以上詐称し、違法所得金額が五万元以上、又は不法経営額が十万元以上であった場合。

(四) 2年以内に他人の専利を詐称した行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が五万元以上、又は不法経営額が十万元以上であった場合。

(五) 情状が重大なその他の事由。

第十一条 著作権又は著作権に関連する権利を侵害する行為を実施し、著作権者、録音・録画製作者、実演者の許諾を得ておらず、若しくは使用許諾書類を偽造、改ざんし、又は使用許諾の範囲を超えた場合には、刑法第二百十七条に規定する「著作権者の許諾を得ていない」「録音・録画製作者の許諾を得ていない」「実演者の許諾を得ていない」と認定しなければならない。

刑法第二百十七条に規定する著作物、録音・録画製品について、通常の方法で署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権者又は録音・録画製作者と推定しなければならないが、かつ当該著作物、録音・録画製品に相応の権利が存在するが、反対の証拠がある場合には、この限りではない。

係争著作物、録音・録画製品の種類が多く、かつ権利者が分散している事件において、係争著作物、録音・録画製品が違法に出版され、複製発行され、情報ネットワークを通じて公衆に伝達されたことを証明する証拠があり、かつ出版者、複製・発行者、情報ネットワーク伝達者が、著作権者、録音・録画製作者、実演者の許諾を得たことを証明する関連証拠材料を提出できない場合には、刑法第二百十七条に規定する「著作権者の許諾を得ていない」「録音・録画製作者の許諾を得ていない」「実演者の許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄した場合、係争著作物の著作権又は録音・録画製品、実演者の関連権利が中国の著作権法による保護を受けていない、権利保護期間が満了した等の状況を証明する証拠がある場合には、この限りではない。

第十二条 著作権者又は著作権に関する権利者の許諾を得ずに、著作物を複製し、かつ、発行し、又は発行のために複製する行為は、刑法第二百十七条に規定する「複製・発行」と認定しなければならない。

著作権者又は著作権に関連する権利者の許諾を得ず、有線又は無線の手段により、公衆が選定した日時及び場所において著作物、録音・録画製品、実演にアクセスできるようにした場合には、刑法第二百十七条に規定する「情報ネットワークを通じた公衆への伝送」と認定しなければならない。

第十三条 刑法第二百十七条に規定する著作権又は著作権に関連する権利の侵害行為を実施し、その違法所得金額が三万元以上であった場合には、刑法第二百十七条に規定する「違法所得金額が比較的大きい」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第二百十七条に規定する「その他重大な情状がある」と認定しなければならない。

(一) 不法経営額が五万元以上であった場合。

(二) 2年以内に刑法第二百十七条、第二百十八条に規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(三) 他人の著作物又は録音・録画製品を複製発行し、その複製物の総数量が500部（枚）以上である場合。

(四) 情報ネットワークを通じて、他人の著作物、録音・録画製品又は実演を公衆に伝送し、その数が合計500件（部）以上である場合、又は1万回以上ダウンロードされた場合、又は10万回以上クリックされた場合、又は会員制方式で伝送し、登録会員が1,000人以上である場合。

(五) 金額又は数量が、本項第一号から第四号までに規定する基準に満たないが、それぞれそのうちの二つ以上の基準の半分以上に達している場合。

他人が著作権侵害の罪を犯していることを明らかに知りながら、主に技術的措置を回避、破壊す

るための装置若しくは部品を他人に提供し、又は他人が技術的措置を回避、破壊するための技術役務を提供し、違法所得金額、不法経営額が前項に規定する基準に達した場合には、著作権侵害罪により刑事責任を追及しなければならない。

金額、数量が本条前二項にそれぞれ規定する基準の十倍以上に達する場合には、刑法第二百十七条に規定する「違法所得金額が巨額であり又はその他特に重大な情状がある」と認定しなければならない。

第十四条 刑法第二百十七条に規定する権利を侵害する複製物を、違法所得金額が五万元以上であることを明らかに知りながら販売した場合には、刑法第二百十八条に規定する「違法所得金額が巨額である」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第二百十八条に規定する「その他重大な情状がある」と認定しなければならない。

(一) 販売額が十万元以上であった場合。

(二) 2年以内に刑法第二百十七条、第二百十八条に規定する行為の実施により刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、違法所得金額が三万元以上、又は販売額が五万元以上であった場合。

(三) 他人の著作物又は録音・録画製品を販売し、その複製物の合計が1,000部（枚）以上である場合。

(四) 権利侵害複製品をまだ販売しておらず、商品金額又は権利侵害複製品の数量が本項前三号に規定する基準の三倍以上、又は既に販売された権利侵害複製品の販売額、数量が本項前三号に規定する基準に満たないが、まだ販売していない権利侵害複製品の商品金額と数量の合計が本項前三号に規定する基準の三倍以上に達した場合。

第十五条 刑法第二百十七条に規定する著作権侵害の罪を犯し、また当該権利侵害複製品を販売し、犯罪を構成する場合には、刑法第二百十七条の規定により、著作権侵害罪をもって罪を確定し処罰しなければならない。

刑法第二百十七条に規定する著作権侵害の罪を犯し、また他人の権利侵害複製品であることを明らかに知りながら販売し、犯罪を構成する場合には、併合罪として処断しなければならない。

第十六条 違法な複製等の方法により営業秘密を取得した場合には、刑法第二百十九条第一項一号に規定する「窃盗」と認定しなければならない。権限を得ずに、又は権限を超えたコンピュータ情報システムの使用等の手段により営業秘密を取得した場合には、刑法第二百十九条第一項一号に規定する「電子的手段による進入」と認定しなければならない。

第十七条 営業秘密を侵害し、次の各号のいずれかに該当する場合には、刑法第二百十九条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が三十万元以上であった場合。

(二) 営業秘密の侵害による違法所得金額が三十万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十九条、第二百十九条に定める行為の一つにより刑事処罰又は行政処罰を受けた後、再び同行為を実施し、損失額又は違法所得金額が十万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

営業秘密の侵害が直接的な原因となり、その営業秘密の権利者が営業上の重大な困難により破産、倒産に至った場合、又はその金額が本条前項にそれぞれ規定する基準の十倍以上に達した場合には、刑法第二百十九条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

第十八条 本解釈に規定する営業秘密侵害の「損失額」は、次の各号に掲げる方法に従い認定する。

(一) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用、又は他人への使用許諾を行っていない場合には、損失額は当該営業秘密の合理的な使用料に基づいて確定することができる。

(二) 不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合には、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた利益の損失額に基づいて確定することができる。ただし、当該損失額が営業秘密の合理的な使用料より低い場合には、合理的な使用料に基づいて確定する。

(三) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持の関連要求に違反し、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合には、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた利益の損失額に基づいて確定することができる。

(四) 営業秘密が不正手段により取得されたものか又は秘密保持義務、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用、若しくは他人による使用を許諾したものであることを明らかに知りながら、なお営業秘密を取得、開示、使用、若しくは他人への使用許諾を行った場合には、損失額は権利者が侵害されたことにより生じた利益の損失額に基づいて確定することができる。

(五) 営業秘密侵害行為により、営業秘密が公衆に知られたか又は破壊された場合には、当該営業秘密の商業的価値に基づいて損失額を確定することができる。営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素に基づいて総合的に確定することができる。

前項第二号から第四号までに規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた製品の販売量減少の総数に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。製品の販売量減少の総数が確定できない場合には、権利侵害製品の販売量に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。営業秘密が役務等その他の経営活動に使用された場合には、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより減少した合理的な利益に基づいて確定することができる。

営業秘密権利者が営業運営、営業計画の損失を軽減し、又はコンピュータ情報システムのセキュリティ、その他のシステムのセキュリティを回復するために支出した救済費用は、営業秘密権利者に与えた損失として計上しなければならない。

第十九条 本解釈に規定する営業秘密の侵害による「違法所得金額」とは、営業秘密の開示、他人に使用を許諾したことにより得た財物、又はその他の財産上の利益の価値、又は営業秘密の使用により得た利益の金額をいう。当該利益は、権利侵害製品の販売量に、一製品あたりの合理的な利益額を乗じることで確定することができる。

第二十条 国外の機構、組織、人員のために、営業秘密を盗み、探り、買収し、違法に提供し、本解釈第十七条に規定する事由を有する場合には、刑法第二百十九条の一に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

第二十一条 刑事訴訟手続きにおいて、当事者、弁護士、訴訟代理人又は非当事者が、営業秘密又はその他の秘密保持が必要な営業情報に関する証拠、資料に対して秘密保持措置を講じるよう書面にて申し出た場合には、事件の状況に応じて、訴訟参加者による秘密保持承諾書の締結等の必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項の秘密保持措置の要求、又は法令に規定する秘密保持義務に違反した場合には、法により相応の責任を負う。刑事訴訟手続きにおいて接触、取得した営業秘密を無断で開示、使用し、又は他人に使用を許諾し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第二十二条 他人が知的財産権侵害の罪を犯していることを明らかに知りながら、次の各号のいずれかに該当する行為を実施した場合には、共同犯罪として処罰する。ただし、法律及び司法解釈に別段の定めがある場合には、この限りではない。

(一) 権利侵害製品の生産、製造に必要な主要原料、補助材料、半製品、包装材料、機械設備、ラベル・標識、生産技術、配合等を提供した場合。

(二) 融資、資金、口座、営業許可証、支払決済等の役務を提供した場合。

(三) 生産、営業場所、又は輸送、倉庫、保管、宅配、郵送等の役務を提供した場合。

(四) インターネット接続、サーバのホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送等の技術支援を提供した場合。

(五) 知的財産権侵害犯罪を助長するその他の事由。

第二十三条 知的財産権侵害の罪を犯し、次の各号のいずれかに該当する場合には、一般的に事情を考慮して重く処罰する。

(一) 主に知的財産権侵害を業としている場合。

(二) 重大な自然災害、事故災害、公衆衛生事件の期間において、救援、防疫物資等の商品又は役務の登録商標を詐称した場合。

(三) 違法所得の引渡しを拒絶した場合。

第二十四条 知的財産権侵害の罪を犯し、次の各号のいずれかに該当する場合には、法により軽く処罰することができる。

(一) 罪を認めて罰を受け入れる場合。

(二) 権利者の了解を得た場合。

(三) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用、又は他人への使用許諾を行っていない場合。

犯罪の情状が軽微な場合には、法により不起訴とし、又は刑事処罰を免除することができる。情状が著しく軽微で危害が大きくない場合には、犯罪として処罰しない。

第二十五条 知的財産権侵害の罪を犯した場合には、犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、権利侵害模倣品の数量及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法により罰金に処さなければならない。

罰金額は、一般的に違法所得金額の一倍以上十倍以下で確定される。違法所得金額が確認できなくなった場合には、罰金額は、一般的に不法経営額の 50% 以上一倍以下で確定される。違法所得金額と不法経営額がいずれも確認できなくなり、3 年以下の有期徒刑、拘留又は単に罰金に処した場合には、一般的に三万元以上百万元以下で罰金額を確定する。3 年以上の有期徒刑に処した場合には、一般的に十五万元以上五百万元以下で罰金額を確定する。

第二十六条 事業単位が刑法第二百三十三条から第二百十九条までに規定するいずれかの行為を実施した場合には、事業単位に罰金を科し、その直接の責任者及びその他の直接の責任者に対して、本解釈に規定する断罪量刑基準に従い処罰する。

第二十七条 特別な場合を除き、登録商標を詐称した商品、不法に製造した登録商標の標識、著作権を侵害した複製物、主に登録商標を詐称した商品、登録商標の標識、又は権利侵害複製品を製造するための資材及び道具は、法により没収し破棄しなければならない。

上記の物品を民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合には、権利者の申立てを経て、民事、行政事件の終結後又はサンプル採取、写真撮影等の方法により証拠を固定した後に破棄することができる。

第二十八条 本解釈でいう「不法経営額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程で、製造、保管、輸送、販売した権利侵害製品の価値をいう。既に販売した権利侵害製品の価値は、実際に販売した価格に基づいて計算する。まだ販売していない権利侵害製品の価値は、既に確認された権利侵害製品の実際の販売平均価格に基づいて計算する。実際の販売平均価格が確認できなかった場合には、権利侵害製品の表示価格に基づいて計算する。実際の販売価格確認できなかった場合又は権利侵害製品に表示価格がない場合には、権利侵害製品の市場中間価格に基づいて計算する。

本解釈でいう「商品金額」は、前項に規定する、まだ販売されていない知的財産権を侵害する製品の価値認定に従う。

本解釈でいう「販売額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程で、権利侵害製品を販売した後に得たすべての違法収入及び得るべきすべての違法収入をいう。

本解釈でいう「違法所得金額」とは、行為者が知的財産権を侵害する製品を販売した後に得たすべての違法収入及び得るべきすべての違法収入の全額から、原材料、販売した製品の購入代金を差し引いた金額をいう。役務を提供した場合には、当該役務に使用した製品の購入代金を差し引く。サービス料、会員費、広告料等の徴収により利益を得ている場合には、徴収した費用は「違法所得」と認定しなければならない。

第二十九条 知的財産権侵害行為を複数回実施し、処罰されておらず、かつ法により追訴しなければならない場合には、断罪量刑に係る金額、数量等をそれぞれ累計して計算する。

登録商標を詐称した製品について、製造は完了しているが、まだ標識を付しておらず、又は全部を付していない場合において、当該製品が他人の登録商標を詐称していることを証明する証拠があるときは、その価値を不法経営額に計上する。

第三十条 人民法院は法により知的財産権侵害の刑事自訴事件を受理し、当事者は、客観的な原因により取得できない証拠について、自訴を提起するときに関連する手がかりを提供することができ、人民法院に調査・収集を申し立てる場合には、人民法院は法により調査、収集しなければならない。

第三十一条 この解釈は、2025年4月26日から施行する。

この解釈の施行後、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」（法釈〔2004〕19号）、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（法釈〔2007〕6号）、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（三）」（法釈〔2020〕10号）及び「最高人民法院・最高人民検察院による著作権侵害刑事事件の取扱いにおける録音・録画製品に関連する問題についての回答」（法釈〔2005〕12号）は、同時に廃止する。

この解釈の施行後、これまでに公布された司法解釈及び規範的文書とこの解釈が一致しない場合には、この解釈に準ずる。

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：最高人民法院、最高人民検察院

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202504/t20250424_693977.shtml#1